

## 再生可能エネルギーの開発と放射線の恐怖に脅かされることのない 社会の実現に関する意見書

本年3月11日、東日本大震災は東北地方太平洋沿岸の広い地域にわたって甚大な被害をもたらしました。さらに、地震と津波によって引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が広域に広がり、周辺地域に住む多くの方々が避難生活を強いられています。

東日本大震災から9ヶ月が経過する中、東北の太平洋沿岸の被災地では、全力で復興作業が進められているものの、原発周辺半径20キロメートル以内の警戒区域は、現在も立ち入りが禁止され、瓦れきの撤去や除染もなされず、多くの方々が仕事や家を失い、地域社会の復興に向けての取り組みも出来ない状況です。

原子爆弾による破壊と放射線の恐ろしさを経験した被爆地長崎市として、私たちは今回の事態を深く憂慮し、事故を徹底検証するとともに、その原因究明とさらなる安全対策が講じられることに合わせて、原子力エネルギーにかわる再生可能エネルギーの導入拡大も図りながら、将来、原子力エネルギーに頼ることがない安心して暮らしていける社会を築いていく必要があると考えます。

安定したエネルギー供給は国の重大な課題であり、現在、国は東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて「原子力政策大綱」の見直しを進めています。このような実情を踏まえ、国において再生可能エネルギーの開発を積極的に進め、国民が放射線の恐怖に脅かされることのない、安全で安心な社会の実現に向けての着実な取り組みが必要です。

以上のことから、国に対し、下記のとおり要望します。

### 記

- 1 当面、安定的な電力供給を維持しつつ、原子力発電に依存している部分を計画的に再生可能エネルギーへ移行するよう努力するとともに、原子力発電所の新・増設を見直し、検討すること。
- 2 プルトニウムを利用する高速増殖炉「もんじゅ」の存続を見直し、検討すること。
- 3 福島第一原子力発電所の事故の収束を一刻も早く図るとともに、事故原因を究明し全国の原子力発電所の安全対策へ反映させ、原子力防災体制を整備すること。
- 4 原子力発電にかかわる雇用、経済活動及び労働者の健康管理に十分配慮すること。
- 5 大気・土壌・食品等の放射線量をきめ細かく測定し、速やかに情報を公開するとともに、的確な対処方法を示すこと。特に子どもたちの被曝回避のための施策と学校給食の安全確保を急ぐこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月14日

長崎市議会